

RINKO

株式会社 リンコー コーポレーション

証券コード：9355

第162回

定時株主総会 招集ご通知

目 次

| | |
|------------------|----|
| 第162回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 4 |
| 連結計算書類 | 27 |
| 計算書類 | 30 |
| 監査報告 | 33 |
| 株主総会参考書類 | 39 |

開催日時

2023年6月22日（木曜日）午前10時

開催場所

新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
2階 芙蓉の間

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件

証券コード：9355
2023年6月6日

株主各位

新潟市中央区万代五丁目11番30号
株式会社リンコーコーポレーション
取締役社長 本間 常悌

第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.rinko.co.jp/kessan/ir-library>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、**2023年度** **招集通知**を順に選択し絞り込みのうえ、ご確認ください。)

株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9355/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月21日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|---------------|--|
| 1 日 時 | 2023年6月22日（木曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 新潟市中央区万代五丁目11番20号 ANAクラウンプラザホテル新潟 2階 芙蓉の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第162期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第162期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役2名選任の件 第4号議案 監査役4名選任の件 |

以 上

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・会社法改正により、電子提供措置事項について掲載している各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・株主の皆様におかれましては、健康状態に十分ご留意いただいたうえ、株主総会会場へのご来場をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近に、アルコール消毒液を設置しておりますので必要に応じてご利用ください。
- ・政府の発表等により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主総会ご来場の株主様へのお土産につきましては、昨年と同様に取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が徐々に弱まったことに伴い行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向かう中、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等による原材料費やエネルギー価格の高騰、円安の進行等に起因する物価上昇が続き、個人消費を押し下げる懸念もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社企業グループの事業拠点である新潟港の貨物取扱量は、前期比で減少しましたが、当社企業グループの主力である運輸部門の貨物取扱量は、一般貨物、コンテナ貨物共に増加しました。また、ホテル事業部門では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、回復基調で推移しました。

この結果、当期の当社企業グループの売上高は134億4千2百万円（前期比5.9%の増収）、営業利益は2億8百万円（前期比68.2%の増益）、経常利益は4億2千8百万円（前期比13.8%の増益）となりました。また、政策保有株式の縮減に伴う株式の売却益2億9千9百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は6億8千3百万円（前期比50.1%の増益）となりました。

| | 第161期 (2022年3月期) | 第162期 (2023年3月期) | 前期比 | |
|-----------------|---------------------|---------------------|----------|--------|
| | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 増減率 |
| 売上高 | 12,694 | 13,442 | 748増 | 5.9%増 |
| 営業利益 | 124 | 208 | 84増 | 68.2%増 |
| 経常利益 | 376 | 428 | 52増 | 13.8%増 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 455 | 683 | 228増 | 50.1%増 |

主なセグメント（部門別）の業績は次のとおりであります。

なお、セグメント売上高は、各セグメント間の内部売上高または振替高を含み、それらの合計は5千万円であります。各セグメント間の取引は、市場実勢価格に基づいており、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。また、当期より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

運輸部門

売上高
10,361百万円
(前期比3.1%増)

当社運輸部門と運輸系子会社を合わせた同部門の当期の貨物取扱量は、当期初めに発生した上海ロックダウンによって海上コンテナの輸送に影響が出ましたが、その後は一般貨物を含めて堅調に推移し、580万9千トン（前期比3.8%の増加）となりました。また、フォワーディング事業の強化と荷役料金の見直し等により、セグメント売上高は103億6千1百万円（前期比3.1%の増収）となりました。一方、経費面では、労務コストの低減に努めましたが、物価上昇の影響等により下払費や動力燃料費等が増加した結果、セグメント利益は、1億1千万円（前期比8.7%の減益）となりました。

なお、前期において運輸部門に属しておりました新光港運株式会社および丸肥運送倉庫株式会社につきましては、2022年4月1日付で丸肥運送倉庫株式会社を存続会社、新光港運株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、商号をリンコー港運倉庫株式会社に変更しております。

不動産部門

売上高
263百万円
(前期比26.1%減)

不動産賃貸の大口契約や不動産販売件数の減少等が影響し、売上高は2億6千3百万円（前期比26.1%の減収）、セグメント利益は1億2千2百万円（前期比34.6%の減益）となりました。

ホテル事業部門

売上高
1,813百万円
(前期比43.4%増)

レストランや宴会の需要回復のペースは遅く、コロナ禍前の水準に届かないものの、新潟市内の各種イベントの開催、全国旅行支援等の効果もあり、宿泊を中心にホテルの利用客数は前期比で増加しました。経費面では、エネルギー価格の高騰による電気・ガス料金の値上げにより光熱費や料理原材料費の負担が増加しました。この結果、同部門の売上高は18億1千3百万円（前期比43.4%の増収）、セグメント損失は1億2千3百万円（前期は2億7千3百万円のセグメント損失）となりました。

関連事業部門

売上高
1,054百万円
(前期比2.7%減)

建設機械等の整備・販売事業や保険代理店業は取扱が減少しましたが、木材リサイクル・産業廃棄物の処理業、商品販売業はいずれも堅調に推移しました。この結果、同部門の売上高は10億5千4百万円（前期比2.7%の減収）、セグメント利益は9千8百万円（前期比11.7%の増益）となりました。

② 資金調達の様況

特に記載すべき事項はありません。

③ 設備投資の様況

当期において、6億1千9百万円の設備投資を実施しており、主に運輸部門において、荷役設備の取得等により3億4千2百万円、ホテル事業部門において、ホテル設備の改修等により1億3千8百万円の設備投資を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

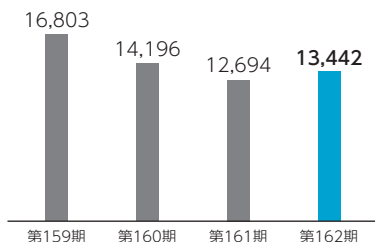
特に記載すべき事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

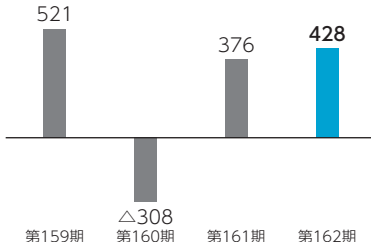
当社の連結子会社であった丸肥運送倉庫株式会社と新光港運株式会社は、2022年4月1日付で、丸肥運送倉庫株式会社を存続会社、新光港運株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、リンコー港運倉庫株式会社に商号を変更いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

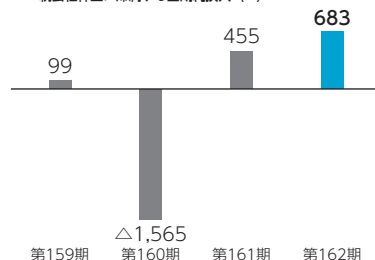
■ 売上高 (単位：百万円)



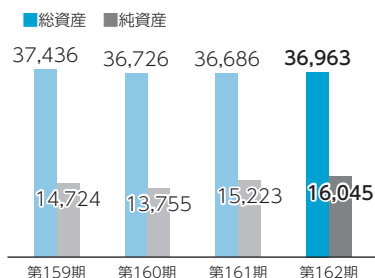
■ 経常利益又は経常損失 (△) (単位：百万円)



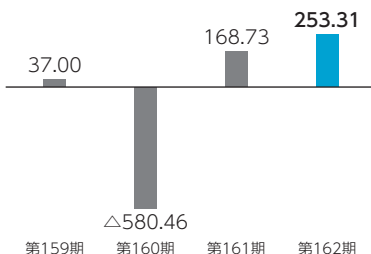
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位：百万円)



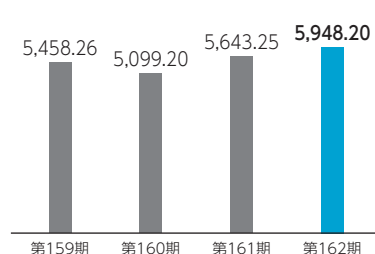
■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



| 区 分 | 2019年度 第159期 | 2020年度 第160期 | 2021年度 第161期 | 2022年度 (当期) 第162期 |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------|
| 売 上 高 | 16,803百万円 | 14,196百万円 | 12,694百万円 | 13,442百万円 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 521百万円 | △308百万円 | 376百万円 | 428百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | 99百万円 | △1,565百万円 | 455百万円 | 683百万円 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) | 37円00銭 | △580円46銭 | 168円73銭 | 253円31銭 |
| 総 資 産 | 37,436百万円 | 36,726百万円 | 36,686百万円 | 36,963百万円 |
| 純 資 産 | 14,724百万円 | 13,755百万円 | 15,223百万円 | 16,045百万円 |
| 1株当たり純資産 | 5,458円26銭 | 5,099円20銭 | 5,643円25銭 | 5,948円20銭 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度(第161期)の期首より適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金（百万円） | 当社の議決権比率（％） | 主要な事業内容 |
|--------------|----------|-------------|---------|
| 株式会社ホテル新潟 | 100 | 100.0 | ホテル業 |
| リンコー運輸株式会社 | 30 | 100.0 | 自動車運送業 |
| リンコー港運倉庫株式会社 | 30 | 100.0 | 港湾運送業 |

(注)丸肥運送倉庫株式会社と新光港運株式会社は、2022年4月1日付で、丸肥運送倉庫株式会社を存続会社、新光港運株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、リンコー港運倉庫株式会社に商号を変更いたしました。

③ その他

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社企業グループは、「リンコーグループ経営理念」、「リンコーグループ行動規範」のもと、顧客・株主・社員とその家族・地域社会に信頼され、貢献するため、社会的な規範と法令順守の浸透を図り、コーポレートガバナンスの充実により経営の透明性を目指し、持続的な成長と安定的な発展を実現して参ります。

そのため、2021年10月に策定した「中期経営計画（2022年度～2024年度）」の主な方針として「コンテナ貨物関連の事業強化」「港湾荷役作業・運搬事業の作業効率の向上とコスト削減」「社有資産の有効活用の推進」「人材確保・育成」等を掲げております。さらに港湾荷役を中心としたインフラ機能の維持等、ESGを意識した事業運営に取組み、社会に貢献できる事業の構築に向け、以下の課題に取組んで参ります。

① 収益基盤の安定・向上の取組み

当社企業グループの中核である運輸部門におきましては、厳しい事業環境の中でも収益を確保することが喫緊の課題であると認識しております。その中で、当社企業グループの運輸部門の事業基盤強化の一環として、当社において2023年4月に「フォワーディング事業課(東京支社内)」を新設し、新潟港・京浜港と海外とのコンテナを中心とした国際輸送サービスの一層の強化を図っております。また、2022年4月に子会社の再編で設立した「リンコー港運倉庫」を中心に新潟港における荷役作業の効率の向上、倉庫・運搬体制の増強を継続し、当社企業グループのシナジー効果を発揮して、収益力の安定と向上に取組んで参ります。

さらに新潟港周辺地域では、バイオマス発電事業や新潟県沖の洋上風力発電事業が計画されており、当社も2023年4月に「再生可能エネルギー推進部」を新設し、再生可能エネルギー関連商材の輸送に携わることが出来るように情報収集を進めて参ります。

ホテル事業部門におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限が緩和され、社会経済活動も正常化に向かう中、ホテル利用の需要も回復が見込まれます。その需要回復を収益向上につなげるため、各種キャンペーンの企画、高品質なサービスの提供により、宿泊やレストランの集客の他、宴会場の利用拡大につながる提案等、受注増の取組みを継続して参ります。

② 人材の確保、育成の取組み

少子高齢化が進む中、次世代を担う人材の確保・育成は、今後の事業継続の上で重要課題の一つとして認識しております。当社企業グループの現場・事務で必要な技能・資格を持った多様な人材の確保は重要であり、中途採用、女性社員の管理職への積極的登用の取組み等についても継続して参ります。また、人事諸制度の見直しを図り、職位階層別の教育、作業技能の習得、各種資格の取得等、社員教育を計画的に実施し、人材育成に継続的に取組んで参ります。

③ 職場環境の整備と安全衛生の取組み

当社企業グループにおきましては、現場作業における労働災害の撲滅と健康に配慮した職場環境の実現は経営の要と認識しております。労災ゼロを目指して、安全教育の徹底により、安全な職場環境の構築と維持に継続して取組み、さらに、働きやすい職場環境の維持の他、育児等を理由とした在宅勤務、女性社員が活躍できる職場環境の拡大に努めて参ります。

④ 財務基盤の安定に向けた取組み

当社企業グループでは、安定した財務基盤の構築に向けて取組んでおりますが、当期における連結の借入金残高は102億円となり、前期比で7億円減少いたしました。

今後も財務基盤の安定維持のため、経営資源を最大限活かして、利益を安定して生み出し、内部留保の増加による自己資本の充実を図ります。また、グループ全体の効率的な運転資金の一元管理を継続し、営業活動から稼得するキャッシュ・フローを勘案して適切な規模の資金調達を行い、借入金残高の抑制を図ります。

なお、当期は、株式会社第四北越銀行による「SDGs 私募債」を通じて資金調達を実施しており、同私募債発行の際の手数料の一部を活用し新潟県へ食品等を寄付するなど地域貢献の役割も果たしております。

⑤ コンプライアンス・内部統制強化の取組み

当社企業グループでは、コンプライアンス意識を高く持ち、社員が業務に当たることが重要であると認識しております。

社員に対するコンプライアンス研修を定期的実施するとともに、法令違反や企業倫理違反、ハラスメントを早期に発見するため、啓蒙活動の他、内部通報制度に関する社内体制の強化も行っております。また、適切な業務遂行のため、内部監査の指摘事項に対応した内部統制の強化策を実施し、その内部統制の運用が各部署で適正に行われているか確認して、グループ全体でリスク管理を遂行しております。

⑥ 環境保全への取組み

環境保全への取組みは、当社企業グループの重要な経営課題と捉えており、SDGs（持続可能な開発目標）のなかの大きな柱である「環境保護」の取組みにもつながると認識しております。

当社企業グループでは、より一層SDGsに関連した取組みを推進するため、2022年12月に国土交通省による「みなとSDGs パートナー登録制度」に登録いたしました。同制度の中で、CO₂排出量の削減目標(前年度比1%減)を掲げて、輸送車両のアイドリングストップ、倉庫・事務所内のLED化、電動フォークリフトの使用等により環境負荷の低減をさらに進めて参ります。また、海洋環境の保全及び近隣住民に配慮した港湾荷役作業の実施に努めて参ります。木材リサイクル事業を通じた廃材資源の利活用も継続して取組み、環境保全に配慮した事業活動を推進して参ります。

ホテル事業部門では、「循環型農業で収穫された野菜の使用」、「プラスチック容器の削減」、「食べ残しゼロ」等に取り組む、環境保護・エネルギー消費の削減に取り組んでおります。さらに、新潟県が表明しているカーボンニュートラルに関する各種協議会等に参加し脱炭素社会の実現に向け協力して参ります。

⑦ 事業資産の有効活用の取組み

当社企業グループの資産については、現状の用途にとらわれず、事業の効率化や新たな事業につながる利用方法を継続して検討して参ります。

臨港埠頭地区全体の有効活用は、当社企業グループにおきまして重要課題として認識しております。新潟港の目指すべき将来像とその実現のため、臨港地区がどのような役割を担うことが可能か、関係機関と連携を図りながら臨港地区の将来構想を策定して参ります。

また、当社が保有している政策保有株式の縮減にも継続して取り組んで参ります。

⑧ スタンダード市場の上場維持基準充足に向けた取組み

当社は、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、スタンダード市場へ移行いたしました。移行基準日（2021年6月）に「流通株式比率」について基準を充たしておらず、2021年12月に「上場維持基準適合に向けた計画書」を東京証券取引所へ提出しております。資本政策による流通株式比率の向上に取り組むとともに、流通株式時価総額の向上のため収益基盤の安定・向上に向けた取組み等を推進し、企業価値を高めることで、2025年3月期までに上場維持基準を充たすよう取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

① 運輸部門

日本海側の総合的拠点港である新潟港は日本唯一の私有港湾施設である臨港埠頭を含む新潟西港と新潟東港があり、当社企業グループは東西の新潟港において入出港船舶の貨物揚積荷役作業及び沿岸荷役作業、船舶代理店業、通関業、倉庫業ならびに貨物自動車運送事業、日本海側拠点港である直江津港における船舶代理店業及び通関業務、横浜港における通関業務等を行っており、これら港湾運送事業を主体とする運輸部門は、当社企業グループの主力事業となっております。

② 不動産部門

土地・建物の売買、仲介、保有土地を活用した不動産賃貸業等を行っております。

③ ホテル事業部門

都市型コンベンションホテルとして機能するANAクラウンプラザホテル新潟（新潟市中央区万代五丁目）を運営しております。

④ 関連事業部門

建設機械等の整備・販売事業、木材リサイクル・産業廃棄物の処理業、保険代理店業、商品販売業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

| 名称 | 所在地 |
|------|-----------------|
| 本社 | 新潟市中央区万代五丁目 |
| 東港支社 | 新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目 |
| 東京支社 | 東京都港区芝公園一丁目 |
| 臨港支店 | 新潟市東区臨港町二丁目 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|--------------|-------------|
| 株式会社ホテル新潟 | 新潟市中央区万代五丁目 |
| リンコー運輸株式会社 | 新潟市東区船江町一丁目 |
| リンコー港運倉庫株式会社 | 新潟市北区島見町 |

(注)丸肥運送倉庫株式会社と新光港運株式会社は、2022年4月1日付で、丸肥運送倉庫株式会社を存続会社、新光港運株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、リンコー港運倉庫株式会社に商号を変更いたしました。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 598名 | 33名減 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 337名 | 17名減 | 44.1歳 | 20.1年 |

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|----------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,988 |
| 株式会社第四北越銀行 | 2,859 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 2,410 |
| 新潟県信用農業協同組合連合会 | 612 |
| 株式会社大光銀行 | 475 |
| 株式会社秋田銀行 | 325 |
| 株式会社三井住友銀行 | 325 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 275 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 9,600千株
- ② 発行済株式の総数 2,700千株
- ③ 株主数 992名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|--------------------|---------|---------|
| 川崎汽船株式会社 | 653 | 24.2 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 137 | 5.1 |
| 株式会社みずほ銀行 | 134 | 5.0 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 134 | 5.0 |
| 株式会社第四北越銀行 | 134 | 5.0 |
| 学校法人国際総合学園 | 123 | 4.6 |
| 公益財団法人福田育英会 | 120 | 4.5 |
| 住友生命保険相互会社 | 94 | 3.5 |
| 日本海曳船株式会社 | 71 | 2.7 |
| リンコーコーポレーション取引先持株会 | 71 | 2.7 |

(注) 1. 持株比率は自己株式 (2,440株) を控除して計算しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|----------|---------|--|
| 取締役会長 | 南 波 秀 憲 | |
| 代表取締役社長 | 本 間 常 悌 | 経営全般 |
| 取締役 | 坂 牧 克 記 | 運輸本部長、東港支社長 営業企画部・東京支社営業部・国際物流部・通関部・現業部管掌、運輸 統括室・CY業務部・船舶業務部・臨港支店・直江津支店・労務問題担 当 |
| 取締役 | 前 山 英 人 | 人事部・内部監査室管掌、総務部・経理部担当 |
| 取締役 | 樋 口 幹 夫 | 営業部管掌、機械営業部・環境事業部担当 |
| 取締役 | 園 部 恭 也 | |
| 取締役 | 島 田 文 男 | |
| 取締役 | 桐 生 和 男 | |
| 常任監査役 | 中 野 尚 栄 | (常勤) |
| 監査役 | 奥 村 一 郎 | (常勤) |
| 監査役 | 河 部 香 | |
| 監査役 | 伊 藤 敬 幹 | |

- (注) 1. 取締役 園部恭也氏、取締役 島田文男氏及び取締役 桐生和男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 奥村一郎氏、監査役 河部 香氏及び監査役 伊藤敬幹氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 桐生和男氏及び監査役 伊藤敬幹氏につきましては、東京証券取引所に対し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員として届け出ております。
4. 監査役 伊藤敬幹氏は、北海道東北開発公庫及び株式会社日本政策投資銀行において、東北支店長を務める等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 山下和男氏は、2022年6月24日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
6. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- なお、社外役員につきましては、後記の「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。
- ・取締役 前山英人氏は、株式会社ホテル新潟の代表取締役を兼務しております。

当社は、経営の効率性向上、意思決定の迅速化等を図るため、2016年4月1日より執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在の執行役員の構成は次のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|----------|---------|--|
| 社長執行役員 | 本間 常 佛 | 経営全般 |
| 専務執行役員 | 坂 牧 克 記 | 運輸本部長、東港支社長、労務問題統括 営業企画部・再生可能エネルギー推進部・東京支社営業部・国際物流部・通関部・現業部管掌、運輸統括室・CY業務部・船舶代理店部・臨港支店・直江津支店担当 |
| 専務執行役員 | 鶴 卷 雅 人 | 関東地区営業統括 |
| 常務執行役員 | 前 山 英 人 | 人事部・内部監査室管掌、総務部・経理部担当 |
| 常務執行役員 | 樋 口 幹 夫 | 営業部管掌、機械営業部・環境事業部担当 |
| 常務執行役員 | 廣 井 敏 裕 | 東京支社長、再生可能エネルギー推進部・東京支社営業部担当 |
| 常務執行役員 | 信 田 拓 志 | 人材戦略統括、人事部・内部監査室担当 |
| 常務執行役員 | 鷲 尾 峰 之 | 運輸副本部長 営業企画部・国際物流部・通関部担当 |
| 執行役員 | 須 田 裕 之 | 現業部長 |
| 執行役員 | 鍋 嶋 芳 樹 | 営業部長 |

(注) 鶴巻雅人氏は、2023年5月23日付で専務執行役員を退任し、リンコー運輸株式会社代表取締役社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、社外取締役 園部恭也氏、島田文男氏、桐生和男氏及び社外監査役 奥村一郎氏、河部 香氏、伊藤敬幹氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は全額当社及び子会社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 (名) | 支給額 (千円) |
|---------------|----------|------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 10 (3) | 81,810 (10,080) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 5 (3) | 36,120 (21,120) |
| 合計 (うち社外役員) | 15 (6) | 117,930 (31,200) |

(注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2015年6月26日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりです。

- ・ 監査役1名に対し 14,040千円

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等については、2007年6月22日開催の第146回定時株主総会において、「取締役の報酬等の総額を年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の総額を年額50,000千円以内」とする基準が承認可決されております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、2007年6月22日開催の第146回定時株主総会において承認可決の「取締役の報酬等の総額を年額200,000千円以内」とする基準に則り、経営内容、経済情勢等を勘案して決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定

に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、原則として月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長本間常悌が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、当事業年度に係る取締役の報酬等の総額は、支給人員10名（うち社外取締役3名）に対し81,810千円であり、株主総会決議の基準に則り決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 園部恭也氏は、川崎汽船株式会社の取締役専務執行役員を兼務しておりましたが、2023年3月31日付で専務執行役員を退任いたしました。当社は同社の持分法適用の関連会社ですが、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、飛島コンテナ埠頭株式会社の社外取締役を兼務しておりましたが、2023年3月31日付で退任いたしました。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役 島田文男氏は、J F E スチール株式会社の理事、関連企画部長を兼務しておりましたが、2023年4月1日付で常務執行役員に就任しております。当社と両社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、エヌケーケーシームレス鋼管株式会社の取締役を兼務しておりましたが、2022年12月31日をもって同社は解散いたしました。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役 桐生和男氏は、株式会社NSGリアルエステートデベロップメントの顧問を兼務しております。当社と同社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役 奥村一郎氏は、日本鑄鉄管株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役 伊藤敬幹氏は、新むつ小川原株式会社の監査役を兼務しております。当社と同社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所の理事長を兼務しております。当社と同一一般財団法人との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 園部恭也氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、海運業の経営に関する豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・取締役 島田文男氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、製鉄業に関する豊富な知識と経験を活かした客観的かつ中立的立場から、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・取締役 桐生和男氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、コンテナターミナル業務に精通した知識と新潟県の要職を歴任された豊富な経験を活かした客観的かつ中立的立場から、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づき、当社が期待する適切な発言・提言を行っております。
- ・監査役 奥村一郎氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席し、鉄鋼・建設業に関する豊富な知識と経験を活かして、適切な発言・提言を行っております。
- ・監査役 河部 香氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席し、造船業における豊富な知識と経験を活かして、適切な発言・提言を行っております。
- ・監査役 伊藤敬幹氏は、当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席し、金融業及び財務・会計に関する豊富な知識と幅広い経験を活かし、また、「独立役員」として一般株主の利益への配慮に基づく適切な発言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 支払額（千円） |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29,200 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,200 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき会計監査人を解任する方針です。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の概要及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 「リンコーグループ経営理念」、「リンコーグループ行動規範」を策定し、社会的な規範と法令順守の浸透を図ります。
- ロ. 業務執行規則及び決裁規則・決裁基準を策定し、使用人の権限、機能、役割を明確に規定します。
- ハ. 内部通報制度規程を基に法令違反、社員行動規範・経営理念に違反する行為に関する相談窓口を設け、コンプライアンス経営を強化します。
- ニ. 総務部が当社及びグループ各社の法令順守・環境保全・危機管理の総合管理を行います。
- ホ. 人事部が安全・保健衛生の総合管理及び改善指導を行います。
- ヘ. 内部監査室が内部監査部門として内部監査を実施します。

[運用状況の概要]

イ. について

当社は、顧客・株主・社員とその家族・地域社会に信頼され、その全ての人々に貢献する企業集団を目指すこと等を謳った「リンコーグループ経営理念」、社会のルールやモラルに則った行動を行うこと等を謳った「リンコーグループ行動規範」を全社に示したうえ、「リンコーコーポレーション企業理念」（「私たちは お客様の心を大切にし 未来を見つめ 新しい社会 豊かな人間環境を創造する企業をめざします」）のもと、法令及び社会規範順守の精神の浸透に努めております。

また、東京証券取引所が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため上場会社を対象に対応を求める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神の理解に努め、取締役会において当社の状況を確認し、方針等を検討し決議のうえ、開示すべき内容については適切に開示して業務の適正を確保するための体制整備に取り組んでおります。

ロ. について

業務執行規則に会社の組織、職制及び職務分掌を定め、決裁規則・決裁基準により重要事項の決裁基準を明らかにし、適正かつ円滑な業務の遂行に努めております。

ハ. について

内部相談窓口に加え顧問弁護士を外部窓口とする内部通報制度（リンコーホットライン）を制定し、継続的な制度周知と通報しやすい環境を整備することにより、コンプライアンス経営の強化に努めております。

ニ. について

総務部は顧問弁護士等の専門家とも連携し、当社及びグループ各社の法令順守・環境保全・危機管理の総合管理を担っております。

ホ. について

人事部は産業カウンセラー等の専門家とも連携し、当社及びグループ各社の安全・保健衛生の総合管理及び改善指導を担っております。

ヘ. について

内部監査室は監査役・会計監査人とも密に意見交換のうえ、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[取締役会決議の概要]

文書管理規程、決裁規則に則り、取締役会、決裁書等の取締役の職務に係る情報を記録・保存し、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧できる体制とします。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[取締役会決議の概要]

リスクの把握と評価、リスクへの対応方針を検討する組織として「リスク評価委員会」を、危機管理組織として代表取締役を委員長とする「危機管理委員会」を設置し、危機管理体制を構築します。また、当社及びグループ各社のコンプライアンス推進を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置します。

[運用状況の概要]

リンコーグループ危機管理基本規程に基づき、体制の整備を行い、平時においても定期的に各委員会を開催し、法令・規則規程・その他の社会的規範を遵守する企業風土の醸成に努めております。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 代表取締役社長は、毎年、取締役会に「経営の基本課題」を示し、承認を得た上でグループ全体に明示し、各取締役・事業部門・関係会社はその課題の克服に努めます。
- ロ. 内部監査部門は、当社の各部門及び全ての子会社の職務執行が各種法令ならびに会社の規則、規程に則していることを確認するため内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するものとします。

[運用状況の概要]

- イ. について
取締役会における経営の意思決定に基づき、業務執行が迅速かつ効率的に行われるように執行役員会を定期的に開催し、経営課題の克服に取り組んでおります。
- ロ. について
実施された内部監査の監査結果は、定期的に取り締役に報告されております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 関係会社管理規則、関係会社決裁基準を定め、グループ経営の指針と関係会社の権限及び当社への承認事項・報告事項を明確にします。
- ロ. 関係会社に対して内部監査部門による内部監査を行います。

[運用状況の概要]

- イ. について
決議のとおり関係会社管理規則、関係会社決裁基準を定め、グループ経営の指針と当社への承認事項・報告事項の明確化を図っております。
- ロ. について
決議のとおり実施しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

[取締役会決議の概要]

監査役監査の実務を補助するため監査役室を設置し、専任の使用人を配置します。

[運用状況の概要]

監査役室に専任の使用人1名を配置しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[取締役会決議の概要]

前号の使用人は、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事については監査役と協議することとします。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。

⑧ 監査役への報告に関する体制

[取締役会決議の概要]

- イ. 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営状況について報告を受ける体制とします。
- ロ. 取締役及び使用人は「監査役が送付を受ける重要書類」に基づき、適宜業務の状況を監査役に報告し、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。
- ハ. 当社企業集団の業務の適正を脅かすおそれのある事実等を発見した、または当該事実等に係る報告を受けた当社及び子会社の役職員は、監査役に速やかに適切な報告を行うものとします。

[運用状況の概要]

イ. について

決議のとおり実施しております。

ロ. について

適切な報告が行われるよう当該決議方針の周知徹底に努めております。

ハ. について

当該決議方針の周知徹底に努めております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

[運用状況の概要]

当社及び子会社の役職員に対する周知徹底に努めております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

[取締役会決議の概要]

監査役が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[取締役会決議の概要]

代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合をもち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要な要請を受けることとします。

[運用状況の概要]

決議のとおり実施しております。また、監査役会は、社外取締役が情報収集の強化を図ることができるよう、監査役と社外取締役との定期的な連携協議を行っております。

⑫ 反社会的勢力等の排除に関する事項

[取締役会決議の概要]

市民社会に脅威を与える反社会的勢力等には、毅然として対処し、一切関係を持ちません。

[運用状況の概要]

反社会的勢力等の排除に向けて日頃から警察機関及び顧問弁護士との連携を深めるとともに、新潟県企業対象暴力対策協議会に加盟する等して地域社会との連携を強め、反社会的勢力等排除の方針の徹底に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

記載する事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-------------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 1 流動資産 | 4,473,767 |
| 現金及び預金 | 743,956 |
| 受取手形、営業未収入金及び契約資産 | 3,023,173 |
| 電子記録債権 | 300,938 |
| 商品 | 71,893 |
| 仕掛品 | 5,217 |
| 原材料及び貯蔵品 | 64,690 |
| 未収還付法人税等 | 5,072 |
| その他 | 259,167 |
| 貸倒引当金 | △342 |
| 2 固定資産 | 32,481,179 |
| 有形固定資産 | 28,650,256 |
| 建物及び構築物 | 6,205,032 |
| 機械装置及び運搬具 | 233,824 |
| 土地 | 21,809,589 |
| リース資産 | 310,644 |
| その他 | 91,164 |
| 無形固定資産 | 108,204 |
| リース資産 | 75,083 |
| その他 | 33,120 |
| 投資その他の資産 | 3,722,718 |
| 投資有価証券 | 3,363,065 |
| 繰延税金資産 | 102,913 |
| その他 | 292,151 |
| 貸倒引当金 | △35,411 |
| 3 繰延資産 | 8,307 |
| 社債発行費 | 8,307 |
| 合計 | 36,963,254 |

| 科目 | 金額 |
|----------------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 1 流動負債 | 7,215,127 |
| 支払手形及び営業未払金 | 1,422,695 |
| 電子記録債務 | 215,941 |
| 短期借入金 | 1,700,000 |
| 1年内返済長期借入金 | 2,534,502 |
| 未払法人税等 | 99,538 |
| リース債務 | 135,979 |
| 1年内償還予定の社債 | 180,000 |
| 賞与引当金 | 255,444 |
| 損害賠償引当金 | 19,551 |
| その他 | 651,474 |
| 2 固定負債 | 13,702,503 |
| 社債 | 720,000 |
| 長期借入金 | 5,134,986 |
| 繰延税金負債 | 1,628,072 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 4,640,986 |
| リース債務 | 277,539 |
| 資産除去債務 | 312,543 |
| 退職給付に係る負債 | 856,234 |
| その他 | 132,140 |
| 負債の部計 | 20,917,630 |
| 純資産の部 | |
| 1 株主資本 | 5,253,439 |
| 資本金 | 1,950,000 |
| 資本剰余金 | 809,241 |
| 利益剰余金 | 2,501,307 |
| 自己株式 | △7,108 |
| 2 その他の包括利益累計額 | 10,792,184 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,202,675 |
| 土地再評価差額金 | 9,319,238 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 270,270 |
| 純資産の部計 | 16,045,623 |
| 合計 | 36,963,254 |

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 13,442,748 |
| 売上原価 | 11,965,553 |
| 売上総利益 | 1,477,194 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,268,205 |
| 営業利益 | 208,989 |
| 営業外収益 | 309,673 |
| 受取利息及び配当金 | 175,540 |
| 助成金収入 | 119,265 |
| その他 | 14,866 |
| 営業外費用 | 90,345 |
| 支払利息 | 73,911 |
| その他 | 16,433 |
| 経常利益 | 428,317 |
| 特別利益 | 321,094 |
| 固定資産売却益 | 22,006 |
| 投資有価証券売却益 | 10,297 |
| 関係会社株式売却益 | 288,790 |
| 特別損失 | 58,649 |
| 固定資産処分損 | 15,309 |
| 減損損失 | 43,340 |
| 税金等調整前当期純利益 | 690,761 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 109,968 |
| 法人税等調整額 | △102,522 |
| 当期純利益 | 683,315 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 683,315 |

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,950,000 | 809,241 | 2,079,511 | △7,108 | 4,831,643 |
| 当連結会計年度 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △26,975 | | △26,975 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 683,315 | | 683,315 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △234,544 | | △234,544 |
| 株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | － | 421,795 | － | 421,795 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,950,000 | 809,241 | 2,501,307 | △7,108 | 5,253,439 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利 益累計額合計 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,039,214 | 9,084,693 | 267,453 | 10,391,360 | 15,223,004 |
| 当連結会計年度 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △26,975 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | 683,315 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | 234,544 | | 234,544 | － |
| 株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額) | 163,461 | | 2,817 | 166,278 | 166,278 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 163,461 | 234,544 | 2,817 | 400,823 | 822,618 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,202,675 | 9,319,238 | 270,270 | 10,792,184 | 16,045,623 |

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 1 流動資産 | 4,203,990 |
| 現金及び預金 | 666,885 |
| 受取手形 | 98,924 |
| 電子記録債権 | 300,938 |
| 営業未収入金 | 2,431,746 |
| 契約資産 | 89,856 |
| 商品 | 71,456 |
| 仕掛品 | 5,217 |
| 原材料及び貯蔵品 | 31,115 |
| 前払費用 | 63,363 |
| 短期貸付金 | 282,580 |
| その他 | 162,237 |
| 貸倒引当金 | △333 |
| 2 固定資産 | 32,358,171 |
| 有形固定資産 | 24,945,804 |
| 建物 | 3,907,805 |
| 構築物 | 634,759 |
| 機械及び装置 | 162,083 |
| 船舶 | 17,464 |
| 車輛運搬具 | 2,257 |
| 什器備品 | 38,211 |
| 土地 | 20,077,144 |
| リース資産 | 106,077 |
| 無形固定資産 | 98,567 |
| 投資その他の資産 | 7,313,799 |
| 投資有価証券 | 2,742,657 |
| 関係会社株式 | 4,321,131 |
| 破産更生債権等 | 2,057 |
| その他 | 268,385 |
| 貸倒引当金 | △20,432 |
| 3 繰延資産 | 8,307 |
| 社債発行費 | 8,307 |
| 合計 | 36,570,469 |

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

| 科目 | 金額 |
|---------------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 1 流動負債 | 7,254,331 |
| 電子記録債務 | 215,941 |
| 営業未払金 | 1,097,310 |
| 短期借入金 | 2,425,734 |
| 1年内償還予定の社債 | 180,000 |
| 1年内返済長期借入金 | 2,534,502 |
| 未払金 | 5,802 |
| 未払費用 | 120,366 |
| 未払法人税等 | 89,249 |
| リース債務 | 57,583 |
| 前受金 | 48,729 |
| 預り金 | 253,685 |
| 賞与引当金 | 185,810 |
| 損害賠償引当金 | 19,551 |
| その他 | 20,065 |
| 2 固定負債 | 12,499,413 |
| 社債 | 720,000 |
| 長期借入金 | 5,134,986 |
| 繰延税金負債 | 1,537,848 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 4,115,673 |
| リース債務 | 130,172 |
| 資産除去債務 | 23,474 |
| 退職給付引当金 | 736,395 |
| その他 | 100,862 |
| 負債の部計 | 19,753,744 |
| 純資産の部 | |
| 1 株主資本 | 6,877,257 |
| 資本金 | 1,950,000 |
| 資本剰余金 | 805,369 |
| 資本準備金 | 805,369 |
| 利益剰余金 | 4,128,996 |
| 利益準備金 | 310,800 |
| その他利益剰余金 | 3,818,196 |
| 不動産圧縮積立金 | 6,606 |
| 固定資産圧縮積立金 | 812,315 |
| 別途積立金 | 800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,199,275 |
| 自己株式 | △7,108 |
| 2 評価・換算差額等 | 9,939,466 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,190,223 |
| 土地再評価差額金 | 8,749,243 |
| 純資産の部計 | 16,816,724 |
| 合計 | 36,570,469 |

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 10,357,344 |
| 売上原価 | 9,216,829 |
| 売上総利益 | 1,140,514 |
| 販売費及び一般管理費 | 811,658 |
| 営業利益 | 328,856 |
| 営業外収益 | 256,204 |
| 受取利息及び配当金 | 192,582 |
| 助成金収入 | 57,928 |
| その他 | 5,693 |
| 営業外費用 | 96,456 |
| 支払利息 | 80,604 |
| その他 | 15,851 |
| 経常利益 | 488,604 |
| 特別利益 | 305,255 |
| 固定資産売却益 | 6,167 |
| 投資有価証券売却益 | 10,297 |
| 関係会社株式売却益 | 288,790 |
| 特別損失 | 47,775 |
| 固定資産処分損 | 10,670 |
| 減損損失 | 37,104 |
| 税引前当期純利益 | 746,084 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 84,377 |
| 法人税等調整額 | △88,225 |
| 当期純利益 | 749,931 |

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | 評価・換算差額等 | | | 純資産計 合 計 |
|-------------------------|-----------|----------------|---------|-----------------|--------|-------------|------------------------------|--------------------|------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 資本準備金 | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合 計 | その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| | | | 利益準備金 | その他利益 剰余金(注) | | | | | | |
| 当期首残高 | 1,950,000 | 805,369 | 310,800 | 3,329,785 | △7,108 | 6,388,846 | 1,027,801 | 8,514,698 | 9,542,500 | 15,931,347 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △26,975 | | △26,975 | | | | △26,975 |
| 当期純利益 | | | | 749,931 | | 749,931 | | | | 749,931 |
| 土地再評価差額 金の取崩 | | | | △234,544 | | △234,544 | | | | △234,544 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | 162,421 | 234,544 | 396,966 | 396,966 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 488,410 | - | 488,410 | 162,421 | 234,544 | 396,966 | 885,377 |
| 当期末残高 | 1,950,000 | 805,369 | 310,800 | 3,818,196 | △7,108 | 6,877,257 | 1,190,223 | 8,749,243 | 9,939,466 | 16,816,724 |

(注)その他利益剰余金の内訳

| | 不 動 産 圧 縮 積 立 金 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計 |
|------------------|--------------------|----------------------|-----------|---------------|------------------------|
| 当期首残高 | 6,606 | 823,032 | 800,000 | 1,700,146 | 3,329,785 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △26,975 | △26,975 |
| 当期純利益 | | | | 749,931 | 749,931 |
| 土地再評価差額 金の取崩 | | | | △234,544 | △234,544 |
| 固定資産圧縮積 立金の取崩 | | △10,717 | | 10,717 | - |
| 当期変動額合計 | - | △10,717 | - | 499,128 | 488,410 |
| 当期末残高 | 6,606 | 812,315 | 800,000 | 2,199,275 | 3,818,196 |

(注)千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社リンコーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 新居伸浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リンコーコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンコーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社リンコーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 新居伸浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚田一誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンコーコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役（親会社の監査役を兼務）等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社リンコーコーポレーション
監査役会

常任監査役（常勤） 中野尚栄 ㊟

社外監査役（常勤） 奥村一郎 ㊟

社外監査役（非常勤） 河部 香 ㊟

社外監査役（非常勤） 伊藤敬幹 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第162期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

| | |
|--------------------------|--|
| 配当財産の種類 | 金銭 |
| 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 30円 配当総額 80,926,800円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年6月23日 |

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること、意思決定の客観性及び透明性の向上を図る目的として、取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第22条を変更し、取締役社長以外の取締役が議長を務めることが可能となるよう、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |

第3号議案

取締役2名選任の件

取締役 園部恭也氏、取締役 島田文男氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、前任者の補欠として取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される取締役2名の任期は、前任者の残任期間（第163期に関する定時株主総会終結の時まで）といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 | | |
|-------|--------------|----------|----|-------|
| 1 | かなもり 金森 聡 | — | 新任 | 社外 |
| 2 | おの 小野 方嘉 | — | 新任 | 社外 独立 |

新任 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かな もり
金森

さとし
聡

新任

生年月日

1968年1月5日生

所有する当社の株式の数(百株)

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 川崎汽船株式会社入社
 2017年1月 同社LNGグループ長 兼 LNGグループLNG第二チーム長
 2018年4月 同社液化ガス新事業グループ長
 2019年1月 同社エネルギー事業企画調整グループ長
 2019年4月 同社執行役員(LNG、エネルギー事業企画調整担当、エネルギー事業企画調整グループ長委嘱)
 2021年4月 同社執行役員(LNG、カーボンニュートラル推進担当、カーボンニュートラル推進グループ長委嘱)
 2022年4月 同社執行役員(LNG、カーボンニュートラル推進担当)
 2023年4月 同社常務執行役員(LNG、カーボンニュートラル推進担当)(現職)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金森 聡氏は、川崎汽船株式会社において、執行役員、常務執行役員を歴任され、海運業及びエネルギー関連の幅広い知識と豊富な経験をお持ちです。その幅広い知識と豊富な経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、新たに社外取締役に選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な知識と経験を活かし、当社の経営に客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

2

おの まさ よし
小野 方嘉

新任

生年月日

1957年7月17日生

所有する当社の株式の数(百株)

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 川崎製鉄株式会社(現 JFEスチール株式会社)入社
 2005年4月 JFEスチール株式会社第2関連企業部長
 2005年6月 当社社外取締役
 2008年4月 JFEスチール株式会社第1関連企業部長
 2010年6月 ダイワスチール株式会社(現 JFE条鋼株式会社)取締役
 2012年4月 JFE鋼材株式会社取締役
 2014年4月 同社常務取締役
 2022年4月 同社顧問(現職)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野方嘉氏は、JFE鋼材株式会社において取締役、常務取締役を歴任され、2005年6月から2010年6月までの間、当社の社外取締役を務められました。その幅広い知識と豊富な経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、新たに社外取締役に選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、同氏の豊富な知識と経験を活かし、当社の経営に客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 金森聡氏及び小野方嘉氏が取締役を選任された場合、会社法第427条第1項に基づき、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うことなどによって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填することとしております。両氏が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 小野方嘉氏が取締役に選任された場合、当社は東京証券取引所に対し、同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員として届け出る予定であります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合、今回非改選の取締役を含めて、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

| 当社における地位 | 氏名 | 専門性 | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|------|------|----------|------------------|------|-----|-----------------|
| | | 経営 | 港湾運送 | 営業戦略 | 人事 労務 | コンプライアンス 危機管理 | 財務会計 | 国際性 | ESG サステナビリティ |
| 取締役会長 | 南波 秀憲 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 本間 常悌 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |
| 取締役 専務執行役員 | 坂牧 克記 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 取締役 常務執行役員 | 前山 英人 | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ |
| 取締役 常務執行役員 | 樋口 幹夫 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 取締役 (社外) | 金森 聡 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 取締役 (社外) | 小野 方嘉 | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |
| 取締役 (社外) | 桐生 和男 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

第4号議案

監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 | |
|-------|--------------------|----------|----------|
| 1 | なかの しょうえい 中野 尚栄 | 監査役 | 再任 |
| 2 | おおはし やすお 大橋 保夫 | - | 新任 社外 |
| 3 | いとう ゆきもと 伊藤 敬幹 | 監査役 | 再任 社外 独立 |
| 4 | やまじ ひさし 山地 仙志 | - | 新任 社外 |

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

なか の しょう えい
中野 尚栄

再任

生年月日

1961年2月7日生

所有する当社の株式の数(百株)

5

在任年数

1年

監査役会出席状況

7/7回

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2008年4月 当社営業部部长
2009年7月 当社営業部长
2014年6月 当社取締役
2016年4月 当社常務執行役員
2018年5月 株式会社ホテル新潟代表取締役
2022年6月 当社監査役(現職)

監査役候補者とした理由

中野尚栄氏は、取締役常務執行役員として、永く重要な立場で広く当社の経営に関与されてきました。その広い知識と経営者としての豊富な経験を活かし、これまで当社の経営に対して適切な提言と監査を行っていただいているため、監査役に再任をお願いするものであります。

候補者番号

2

おお はし やす お
大橋 保夫

新任

生年月日

1959年7月17日生

所有する当社の株式の数(百株)

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 川鉄工事株式会社(現 J F Eシビル株式会社)入社
2006年7月 J F Eシビル株式会社建設本部工務部土木工務グループ長(部長)
2007年10月 同社建設本部土木工務グループ長
2008年10月 同社建設本部土木工務部長
2009年4月 同社社会基盤事業部建設部長
2010年4月 同社鉄鋼土建事業部福山事業所長
2012年4月 同社鉄鋼土建事業部福山事業所長(理事)
2013年4月 同社システム建築事業部九州支店長
2014年4月 同社鉄鋼土建事業部副事業部長
2018年4月 同社取締役執行役員、鉄鋼土建事業部事業部長
2022年4月 同社取締役常務執行役員
2023年4月 同社顧問(現職)

社外監査役候補者とした理由

大橋保夫氏は、J F Eシビル株式会社において取締役執行役員、取締役常務執行役員を歴任され、鉄鋼・土木建設業界の専門知識と豊富な経験をお持ちです。その深い知識と経営にも関与された幅広い見識を活かし、当社の経営に対して適切な提言と監査を行っていただけると判断し、新たに社外監査役に選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いとう ゆきもと
伊藤 敬幹

再任

生年月日

1957年7月1日生

所有する当社の株式の数(百株)

—

在任年数

4年

監査役会出席状況

10/10回

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年4月 北海道東北開発公庫(現 株式会社日本政策投資銀行) 入庫
2005年6月 日本政策投資銀行事業再生部長
2006年4月 同 企業ファイナンス部長
2006年6月 同 情報通信部長
2008年3月 同 企業金融第2部長
2008年6月 同 東北支店長
2008年10月 株式会社日本政策投資銀行東北支店長
2010年3月 同 退職
2010年4月 仙台市 副市長
2018年4月 一般財団法人北海道東北地域経済総合研究所特任顧問
2018年6月 同 理事長(現職)、新むつ小川原株式会社監査役(現職)
2019年6月 当社監査役(現職)

社外監査役候補者とした理由

伊藤敬幹氏は、銀行業務に永く従事され、株式会社日本政策投資銀行東北支店長等を歴任し、財務及び会計に関する豊富な知識、経験をお持ちです。また、仙台副市長として地方行政に携わられた経験もお持ちです。同氏の専門知識と幅広い経験は、当社にとって大変貴重なものであり、その深い知識と幅広い経験を活かし、これまで当社の経営に対して適切な提言と監査を行っていただいているため、社外監査役に再任をお願いするものであります。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考書類

候補者番号 4

やまじ ひさし
山地 仙志

新任

生年月日

1957年7月22日生

所有する当社の株式の数(百株)

—

略歴、地位及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|-------------------------------|
| 1981年4月 | 川崎重工業株式会社入社 |
| 2005年6月 | 株式会社川崎造船企画本部管理部長 |
| 2010年4月 | 同社理事、企画本部管理部長 |
| 2010年10月 | 川崎重工業株式会社理事、船舶海洋カンパニー企画本部管理部長 |
| 2013年4月 | 同社理事、船舶海洋カンパニー企画本部副本部長 兼 管理部長 |
| 2013年7月 | 同社理事、船舶海洋カンパニー企画本部本部長 |
| 2015年4月 | 同社執行役員、船舶海洋カンパニー企画本部長 |
| 2016年8月 | 同社執行役員、船舶海洋カンパニー付(特命事項担当) |
| 2016年10月 | 同社執行役員、社長特命事項担当(川重商事株式会社出向) |
| 2017年6月 | 川重商事株式会社取締役 |
| 2018年6月 | 同社常務取締役 |
| 2020年6月 | 同社取締役社長 |

社外監査役候補者とした理由

山地仙志氏は、川崎重工業株式会社執行役員、川重商事株式会社常務取締役、取締役社長等を歴任され、造船業における専門知識と豊富な経験をお持ちです。その深い知識と経営にも関与された幅広い見識を活かし、当社の経営に対して適切な提言と監査を行っていただけるかと判断し、新たに社外監査役に選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 会社法第427条第1項に基づき、当社は伊藤敬幹氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法定の定める最低責任限度額であります。同氏が監査役に再任された場合、同契約を継続する予定であります。また、大橋保夫氏及び山地仙志氏が監査役に選任された場合は、両氏とも同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者が職務の執行に関し責任を負うことなどによって負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を補填することとしております。各氏が監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

新潟市中央区万代五丁目11番20号

ANAクラウンプラザホテル新潟 2階 芙蓉の間

TEL. 025-245-3331

会場付近略図



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。